

## 議第64号

## 令和3年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度滋賀県のモーターボート競走事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

## 収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業収益		千円 74,174,100	千円 1,327,910	千円 75,502,010
	1 営業収益	73,792,785	1,294,627	75,087,412
	2 営業外収益	60,528	3,228	63,756
	3 特別利益	320,787	30,055	350,842

## 支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業費用		千円 72,028,838	千円 1,149,331	千円 73,178,169
	1 営業費用	69,857,574	276,693	70,134,267
	2 営業外費用	2,171,264	872,638	3,043,902

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,548,493千円は、減債積立金 2,376,419千円、建設改良積立金 151,570千円および過年度分損益勘定留保資金20,504千円で補填するものとする。）

## 収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 43,500	千円 △ 13,263	千円 30,237

	1 固定資産売却代金	30,213	24	30,237
	2 基金繰入金	13,287	△ 13,287	—

## 支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 2,873,170	千円 △ 294,440	千円 2,578,730
	1 建設改良費	495,530	△ 295,005	200,525
	3 投資	1,221	565	1,786

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 366,046	千円 △ 10,602	千円 355,444
交際費	120	△ 90	30

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大造